



宮 崎 県 公 報

令和8年3月19日(木曜日) 第697号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁	公 告	
○宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示(危機管理課) 1		○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可(3件).....(農村整備課) 9	
○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出...(福祉保健課) 4		○建築士の懲戒処分.....(建築住宅課) 10	
○指定障害児通所支援事業者の指定.....(障がい福祉課) 4		○建築士事務所の監督処分.....(") 10	
○指定障害児通所支援事業の廃止.....(") 5		選挙管理委員会告示	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定.....(") 5		○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数.....10	
○指定障害福祉サービス事業の廃止.....(") 5		○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数.....10	
○道路の区域の変更(7件).....(道路保全課) 5		海区漁業調整委員会指示	
○道路の供用の開始(10件).....(") 7		○漁業法に基づく指示.....10	
○道路の占用を制限する区域の指定(3件).....(") 9			

告 示

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。
令和8年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 185号

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示

宮崎県災害対策本部規程(昭和38年宮崎県告示第 381号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第5条関係)		別表第1(第5条関係)	
部及び室	班	部及び室	班
総合対策部	[略]	総合対策部	[略]
	情報分析班		情報分析班
	<u>総務班</u>		[略]
	[略]		応援職員班
	応援職員受援・派遣班		被災者・物資支援班
[略]		[略]	
総務対策室	[略]	総務対策室	[略]
	財産総合管理班		財産総合管理班
	[略]		<u>営繕班</u>
[略]		[略]	[略]
環境森林対策室	[略]	環境森林対策室	[略]
	工事検査班		工事検査班
			<u>盛土対策班</u>
[略]		[略]	
農政水産対策室	農政企画班	農政水産対策室	農政企画班

	[略] 工事検査班
県土整備対策室	[略] 建築住宅班 営繕班 [略] 工事検査班
宮崎国スポ・障スポ 対策室	[略] 施設整備班 [略]
[略]	

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策本部事務分掌表

部室名	班 名	分 掌 事 務
総合対 策部	企画調 整班	1～4 [略]
		<u>5～11</u> [略]
応急対 策班		1～8 [略] <u>9 指定避難所等に関すること。</u> <u>10 二次避難に関すること。</u> <u>11 被災者支援に関すること(各部局対策 室の所掌に属するものを除く。)</u> <u>12 物資の調達及び提供並びに搬送拠点と の調整に関すること。</u> <u>13 燃料の調達に関すること。</u> <u>14 義援物資の受入れに関すること。</u>
情報分 析班		1・2 [略] <u>3 広域避難に係る初期調整に関するこ と。</u> <u>4 災害対策本部等の撤収に関するこ と。</u> <u>5～7</u> [略]
総務班		<u>1 関係機関リエゾンとの連絡調整に関 するこ</u> <u>と。</u> <u>2 車両通行に係る事務に関するこ</u> <u>と。</u> <u>3 災害対策本部の設営及び運営支援に関 するこ</u> <u>と。</u> <u>4 災害対策用資機材の確保及び管理に関 するこ</u> <u>と。</u> <u>5 総合対策部員の給食に関するこ</u> <u>と。</u> <u>6 市町村に派遣するリエゾンの宿舎等の 確保に関</u> <u>するこ</u> <u>と。</u> <u>7 災害対策に係る文書、図面等の整理に</u>

	[略] 工事検査班 <u>盛土対策班</u>
県土整備対策室	[略] 建築住宅班 [略] 工事検査班 <u>盛土対策班</u>
宮崎国スポ・障スポ 対策室	[略] <u>施設調整班</u> <u>障スポ大会班</u> [略]
[略]	

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策本部事務分掌表

部室名	班 名	分 掌 事 務
総合対 策部	企画調 整班	1～4 [略]
		<u>5 災害対策本部等の撤収に関するこ と。</u> <u>6～12</u> [略] <u>13 災害対策本部の設営及び運営支援に関 するこ</u> <u>と。</u> <u>14 災害対策用資機材の確保及び管理に関 するこ</u> <u>と。</u> <u>15 総合対策部員の給食に関するこ</u> <u>と。</u> <u>16 市町村に派遣するリエゾンの宿舎等の 確保に関</u> <u>するこ</u> <u>と。</u> <u>17 災害対策に係る文書、図面等の整理に 関するこ</u> <u>と。</u>
応急対 策班		1～8 [略]
情報分 析班		1・2 [略] <u>3～5</u> [略]

		関すること。				
	[略]			[略]		
	応援職員受援・派遣班	[略]		応援職員班	[略]	
				被災者・物資支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定避難所等に関すること。 2 二次避難に関すること。 3 広域避難に係る初期調整に関すること。 4 被災者支援に関すること（各部局対策室の所掌に属するものを除く。）。 5 物資の調達及び提供並びに搬送拠点との調整に関すること。 6 燃料の調達に関すること。 7 義援物資の受入れに関すること。 8 関係機関リエゾンとの連絡調整に関すること。 9 車両通行に係る事務に関すること。 	
	[略]			[略]		
総務対策室	[略]			総務対策室	[略]	
	財産総合管理班	[略]			財産総合管理班	[略]
					営繕班	<ol style="list-style-type: none"> 1 施工中の建築物の災害対策及び被害調査に関すること。 2 電気設備及び機械設備の保全に関すること。
	[略]				[略]	
福祉保健対策室	[略]			福祉保健対策室	[略]	
	健康増進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の防疫に関すること。 2 [略] 			健康増進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の防疫（他班の事務分掌に関するものを除く。）に関すること。 2 [略]
	[略]				[略]	
環境森林対策室	[略]			環境森林対策室	[略]	
	工事検査班	[略]			工事検査班	[略]
					盛土対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 宅地造成及び特定盛土等に関する災害対応に関すること。
	[略]				[略]	
農政水産対策室	農政企画班	<ol style="list-style-type: none"> 1・2 [略] 3 農業共同利用施設の災害対策及び被害調査に関すること。 4 [略] 		農政水産対策室	農政企画班	<ol style="list-style-type: none"> 1・2 [略] 3 [略]
					団体指導検査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業共同利用施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 被害農家に対する農業保険に関すること。 3 被害農家に対する災害融資の発動に関すること。
	[略]				[略]	
	農業普及技術班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害農家の災害融資に関すること。 2・3 [略] 			農業普及技術班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害農家の災害融資の相談に関すること。 2・3 [略]

	[略]		[略]
	水産班	1 [略] 2・3 [略]	水産班 1 [略] 2 被害漁業者に対する災害融資に関する こと。 3・4 [略]
	工事検査班	[略]	工事検査班 [略]
	盛土対策班	1 宅地造成及び特定盛土等に関する災害 対応に関すること。	盛土対策班 1 宅地造成及び特定盛土等に関する災害 対応に関すること。
県土整備対策室	[略]		県土整備対策室 [略]
	建築住宅班	[略]	建築住宅班 [略]
	営繕班	1 施工中の建築物の災害対策及び被害調査に関すること。 2 電気設備及び機械設備の保全に関する こと。	
	[略]		[略]
	工事検査班	[略]	工事検査班 [略]
盛土対策班	[略]		盛土対策班 1 宅地造成及び特定盛土等に関する災害 対応に関すること。
宮崎国 スポ・ 障スポ 対策室	[略]		宮崎国 スポ・ 障スポ 対策室 [略]
	施設調整班	[略]	施設調整班 [略]
	[略]		障スポ 大会班 1 総合対策部及び他班への応援に関する こと。
	[略]		[略]
会計管理対策室	会計班	1・2 [略] 3 総合対策部の財務会計及び出納処理に 関すること。 4 [略]	会計管理対策室 会計班 1・2 [略] 3 総合対策部の出納処理及び応援(会計 処理)に関すること。 4 [略]
	[略]		[略]
[略]			[略]

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 186号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
松本 紘希 訪問マッサージハ ートナー延岡	東臼杵郡門川町東栄町 4丁目7-19	令和8年1月31日
早田 雅博 訪問マッサージハ ートナー延岡	東臼杵郡門川町東栄町 4丁目7-19	令和8年1月31日

宮崎県告示第 187号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550400230	放課後等デイサービスまうい	日南市吾田東1丁目5-35	合同会社おび杉園	日南市乙姫町2-5	令和8年3月15日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 188号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		廃止年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550200648	トイロ	宮崎県都城市平塚町9798番地1	株式会社ノベルティ	宮崎県都城市栄町10号2番地	令和8年3月31日	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

宮崎県告示第 189号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

佐藤 倅一	宮崎県済生会 日向病院	門川町	小児科	令和8年3月1日
-------	-------------	-----	-----	----------

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
前之原 悠司	医療法人社団橘会 橘病院	都城市	整形外科	令和8年3月1日

宮崎県告示第 190号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4520300700	障がい者グループホームのべおか	延岡市昭和町1丁目16番9	株式会社ウエスティンコーポレーション	大分県宇佐市大字上時枝1205-52	令和8年2月28日	共同生活援助

宮崎県告示第 191号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年3月19日から同年4月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	219号	児湯郡西米良村大字村所字桐原4	旧	25.3~26.7	11.0
			10番3地先	新	25.3~	11.0

			から同郡同 村同大字同 字 410番3 地先まで		57.8	
--	--	--	-----------------------------------	--	------	--

宮崎県告示第 192号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 19 日から同年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	219号	西都市大字 中尾字的場 529番3地 先から同市 同大字同字 532番9ま で	旧	6.0～ 46.9	537.0
					7.0～ 46.9	649.6
				新	6.0～ 18.1	175.3
					7.0～ 39.1	649.6

宮崎県告示第 193号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 19 日から同年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	児湯郡西米 良村大字上 米良字猪之 津久呂 399 番33地先か ら同郡同村 同大字同字 399番33地 先まで	旧	27.7～ 49.2	55.1
				新	27.7～ 85.4	55.1

宮崎県告示第 194号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 19 日から同年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 八重字栗八 重 142番5 地先から同 市同大字同 字 142番13 地先まで	旧	8.1～ 31.4	76.8
				新	24.6～ 50.6	76.8

宮崎県告示第 195号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 19 日から同年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 上揚字壺之 木浦 304番 6地先から 同市同大字 同字 304番 6地先まで	旧	11.2～ 41.4	35.5
				新	12.6～ 42.1	35.5

宮崎県告示第 196号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 19 日から同年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 上揚字壺之 木浦 304番 6地先から 同市同大字	旧	18.7～ 24.2	24.1
				新	19.7～ 32.1	24.1

同字 304番
6地先まで

宮崎県告示第 197号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 19 日から同年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
109	県道	飯野松 山都城 線	都城市梅北 町 10961番 6地先から 同市同町59 10番41地先 まで	旧	48.1～ 171.8	2757.0
				新	33.9～ 131.2	2757.0

宮崎県告示第 198号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 19 日から同年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	児湯郡西米 良村大字村 所字桐原 4 10番3地先 から同郡同 村同大字同 字 410番3 地先まで	令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県告示第 199号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 19 日から同年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	児湯郡西米 良村大字上 米良字猪之 津久呂 399 番33地先か ら同郡同村 同大字同字 399番33地 先まで	令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県告示第 200号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 19 日から同年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西 都線	児湯郡木城 町大字中之 又字松尾 6 番 1 地先か ら同郡同町 同大字同字 6番 1 地先 まで	令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県告示第 201号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 19 日から同年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 八重字栗八 重 142番5 地先から同 市同大字同 字 142番13 地先まで	令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県告示第 202号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年3月19日から同年4月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南郷線	西都市大字上揚字壺之木浦 304番6地先から同市同大字同字 304番6地先まで	令和8年3月19日

宮崎県告示第 203号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年3月19日から同年4月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南郷線	西都市大字上揚字壺之木浦 304番6地先から同市同大字同字 304番6地先まで	令和8年3月19日

宮崎県告示第 204号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年3月19日から同年4月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南	東臼杵郡美	令和8年3月19日

郷線	郷町南郷神門字田爪2890番1地先から同郡同町南郷神門同字2890番1地先まで
----	---

宮崎県告示第 205号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年3月19日から同年4月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南郷線	東臼杵郡美郷町南郷神門字鷺ノ巣2568番81地先から同郡同町南郷神門同字2575番地先まで	令和8年3月19日

宮崎県告示第 206号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年3月19日から同年4月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
324	県道	札の元佐土原線	西都市大字三納字赤目川原3194番1地先から同市同大字字赤目外川原3779番1地先まで	令和8年3月19日

宮崎県告示第 207号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年3月19日から同年4月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
417	県道	牛之歴 山田線	都城市夏尾 町6495番18 地先から同 市山田町山 田字大生64 60番27地先 まで	令和8年3月19日

宮崎県告示第 208号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年3月19日から同年4月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	児湯郡西米良村大字村所字桐原 410番 3地先から同郡同村同大字同字 410番 3地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年4月3日

宮崎県告示第 209号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年3月19日から同年4月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	児湯郡西米良村大字上米良字猪之津久

呂 399番33地先から同郡同村同大字同
字 399番33地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年4月3日

宮崎県告示第 210号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年3月19日から同年4月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	東郷西都 線	児湯郡木城町大字中之又字松尾 6 番 1 地先から同郡同町同大字同字 6 番 1 地 先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年4月3日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、三田井土地改良区（高千穂町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、押方土地改良区（高千穂町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和8年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、向山土地改良区（高千穂町）

の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建築士法（昭和25年法律第 202号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり建築士の懲戒処分をした。

令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 処分をした年月日

令和 8 年 3 月 4 日

2 処分を受けた建築士

(1) 氏名

瀬戸 一紀

(2) 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

(3) 登録番号

宮崎県知事登録第7737号

3 処分の内容

令和 8 年 4 月 1 日から業務停止 3 月

4 処分の原因となった事実

建築確認済証の交付を受けていないにも関わらず、銀行に対し、虚偽の確認済証の写しを作成及び行使した。このことは建築士法第10条第 1 項第 2 号に該当する。

建築士法（昭和25年法律第 202号）第26条第 2 項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分をした。

令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 監督処分をした年月日

令和 8 年 3 月 4 日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称

K A II

(2) 所在地

宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池 982-3

(3) 開設者の氏名（開設者の名称及びその代表者の氏名）

ケイエイツー株式会社 代表取締役 瀬戸一紀

(4) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

(5) 登録番号

宮崎県知事登録第 A-6992 号

3 監督処分の内容

令和 8 年 4 月 1 日から事務所閉鎖 3 月

4 監督処分の原因となった事実

開設者兼所属建築士である瀬戸一紀氏が、建築士法第10条第 1 項の規定により、懲戒処分を受けた。このことは、同法第26条第 2 項第 5 号に該当する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第

76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和 8 年 3 月 1 日現在次のとおりである。

令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 17,329人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 208,303人

宮崎県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和 8 年 3 月 1 日現在次のとおりである。

令和 8 年 3 月 19 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

宮崎市選挙区	108,749人
都城市選挙区	44,073人
延岡市選挙区	31,649人
日南市選挙区	13,426人
小林市・西諸県郡選挙区	13,917人
日向市選挙区	15,951人
串間市選挙区	4,453人
西都市・西米良村選挙区	8,165人
えびの市選挙区	4,780人
北諸県郡選挙区	6,744人
東諸県郡選挙区	7,000人
児湯郡選挙区	17,891人
東臼杵郡選挙区	7,090人
西臼杵郡選挙区	4,922人

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 149号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項の規定により、カサゴの採捕について、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 19 日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉 田 照 豊

宮崎県の地先海面においては、令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日までの間、全長18センチメートル以下のカサゴの採捕を禁止

する。ただし、試験研究等を目的とする採捕であって、宮崎海区漁業調整委員会が認めた場合は除く。

--	--